

令和4年第3回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)
(追加発送議案)

資料6

			ページ
1	職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 【第67号議案関係】	総務部	P.1
2	箕面市職員の育児休業等に関する条例の改正について 【第68号議案関係】	総務部	P.5
3	大阪・関西万博仕様ナンバープレートの作成について 【第72号議案関係】	総務部	P.8
4	物価高騰の影響を受けた低所得者層への支援について 【第72号議案関係】	総務部	P.9
5	地方創生推進交付金による観光振興事業について 【第72号議案関係】	地域創造部	P.12
6	北急延伸事業の新駅周辺のまちづくりにかかる補正予算について 【第72号議案関係】	地域創造部	P.13
7	PCR検査センターの継続について 【第71号議案関係】	健康福祉部	P.15
8	自宅療養者への生活用品支援事業について 【第71号議案関係】	健康福祉部	P.16
9	新型コロナウイルスワクチン接種について 【第71号議案関係】	健康福祉部	P.17
10	高齢者のインフルエンザ予防接種自己負担金の無料化について 【第71号議案関係】	健康福祉部	P.19
11	橋りょう長寿命化対策事業について 【第72号議案関係】	みどりまちづくり部	P.21
12	令和3年度水道事業会計資本金の額の減少の件について 【第65号議案関係】	上下水道局	P.22
13	萱野東小学校校舎増築にかかる設計委託について 【第72号議案関係】	子ども未来創造局	P.23
14	公共施設の高圧ケーブルの更新について 【第72号議案関係】	子ども未来創造局	P.25

			ページ
15	箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会による調査の実施について 【第72号議案関係】	子ども未来創造局	P.26
16	国の委託金を活用した学校における先端技術活用事業について 【第72号議案関係】	子ども未来創造局	P.27
17	3歳6か月児健診における屈折検査の導入について 【第72号議案関係】	子ども未来創造局	P.29

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について

総務部 人事室

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の定年年齢が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、本市職員の定年引上げに関し必要な関係条例の整備を行います。

1 箕面市職員の定年等に関する条例の改正

(1) 定年を現行の60歳から65歳へ段階的に引上げ

令和5年度から2年毎に定年年齢を1歳ずつ引き上げ、令和13年度から全ての職員を65歳定年とします。

	現行	令和5(2023)年度～令和6(2024)年度	令和7(2025)年度～令和8(2026)年度	令和9(2027)年度～令和10(2028)年度	令和11(2029)年度～令和12(2030)年度	令和13(2031)年度～(完成形)
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(2) 管理監督職勤務上限年齢制の導入(いわゆる「役職定年制」)

① 役職定年の対象となる年齢及び役職については、60歳に達した管理監督職(管理職手当が支給される職)とし、当該職員を次のとおり降任させます。

- ・ 室長補佐級以下の職員 → 一般職
- ・ 室長級以上の職員 → 管理職手当を支給しない参事級又は一般職

② ただし、人材確保に困難な役職や特殊な役職に就いている者を他の職に異動することで、公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、1年単位で降任時期を延期し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させる(特例任用)ことができます。

(3) 定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度の導入

① 60歳以後に退職した職員を、当該職員の定年年度までの間、週31時間の再任用短時間勤務制度を導入します。

② 定年年齢の段階的な引上げ期間中の経過措置として、定年退職後から65歳までの間、現行と同様の暫定的な再任用制度(フルタイム又は短時間)を設けます。

【具体例】現在58歳の職員 A が60歳に達する年度末で定年前退職し、定年前再任用短時間勤務職員を選択した場合

		↓ 定年前退職				↓ 定年		
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
職員A	常勤職員			定年前再任用短時間勤務職員		暫定再任用職員		

(4) 情報提供・意思確認制度の実施

職員が59歳に達する年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認します。

2 箕面市一般職の職員の給与に関する条例の改正

(1) 60歳到達後の職員の給料

60歳到達翌年度からの給料月額を、60歳到達時の給料月額の7割(役職定年による降任後の等級の最高号給の金額が上限)とします。

ただし、7割措置後の給料月額が、現行再任用フルタイム勤務職員の給料月額を下回る場合は、現行再任用フルタイム勤務職員の給料月額と同額とします。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の給与等の整備

定年前再任用短時間勤務職員の給与は、現行の再任用短時間勤務職員の給与と同様に整備します。

3 箕面市職員退職手当条例の改正

60歳到達年度以後に退職した場合は、現行の60歳定年退職時の退職手当の額に比べて不利益とならないよう措置します。

例えば、退職手当の額の算定にあたっては、7割措置後の給料月額ではなく、60歳到達時点の給料月額で、また、自己都合ではなく定年退職による支給率を適用します。

4 その他の条例の改正・廃止

主に地方公務員法の一部改正により廃止される再任用制度を、定年前再任用短時間勤務制度に置き換え、定年延長制度完成までの経過措置を講ずるものです。

【改正する条例】

- ・箕面市職員分限条例
- ・職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- ・箕面市職員旅費条例
- ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- ・箕面市職員の育児休業等に関する条例
- ・箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・箕面市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・箕面市職員の退職管理に関する条例
- ・箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

【廃止する条例】

- ・箕面市職員の再任用に関する条例

5 施行期日

令和5年4月1日(一部 公布の日)

箕面市職員の育児休業等に関する条例 の改正について

総務部 人事室

- ◆ 国家公務員や民間企業において、育児休業の分割取得等や産後パパ育休(出生時育児休業)が創設され、10月1日から適用されます。
- ◆ 地方公務員においても、妊娠・出産・育児等と仕事との両立支援のため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されましたが、法定事項以外の要件等については、国家公務員に係る措置の考え方に沿って条例で定めることとなっています。
- ◆ 国家公務員の育児休業等に係る人事院規則の改正が令和4年6月17日に公布されたため、同規則の内容に準じて、箕面市職員の育児休業等に関する条例を改正します。

1 改正内容

(1) 育児休業の取得回数制限の緩和等（現行法：原則1回→改正法：原則2回）

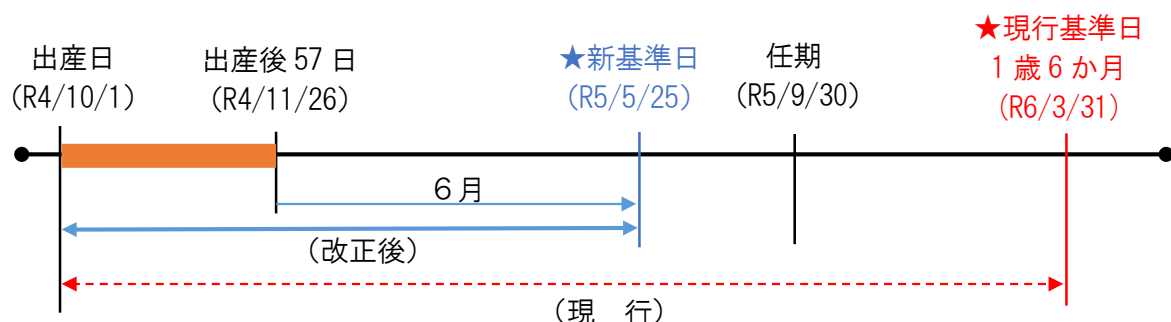
- ① 再度の育児休業取得にあたり、現行制度では「育児休業等計画書」の提出が必要ですが、改正後は不要となります。
- ② 任期の末日を育児休業期間の末日として育児休業をしている非常勤職員が、任期の更新又は引き続いての採用に伴い、育児休業についても引き続き取得しようとするときには、育児休業の取得回数としてカウントしない仕組みとなっています。現行制度では、この対象を非常勤職員(※)に限っていますが、改正後は、任期付フルタイム職員など、任期の定めのある全ての職員が同様の取扱いとなります。

(2) 非常勤職員(※)の子の出生から57日以内の育児休業の取得要件の緩和

子の出生から57日以内に育児休業を取得しようとする場合、現行制度では子の1歳6か月到達日まで任期が必要ですが、改正後は、必要となる任期を子の出生から57日と6月を経過する日までに短縮します。

※本条例においては、非常勤職員とは、会計年度任用職員、任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員を指します。

《具体例：出産日が10/1の子がいる職員の場合》



現行制度では、任期がR5.9.30までの非常勤職員は、取得要件(任期が子の1歳6か月到達日(任期:R6.3.31)まで)を満たしていないので、育児休業(子の出生から57日以内)の取得はできません。

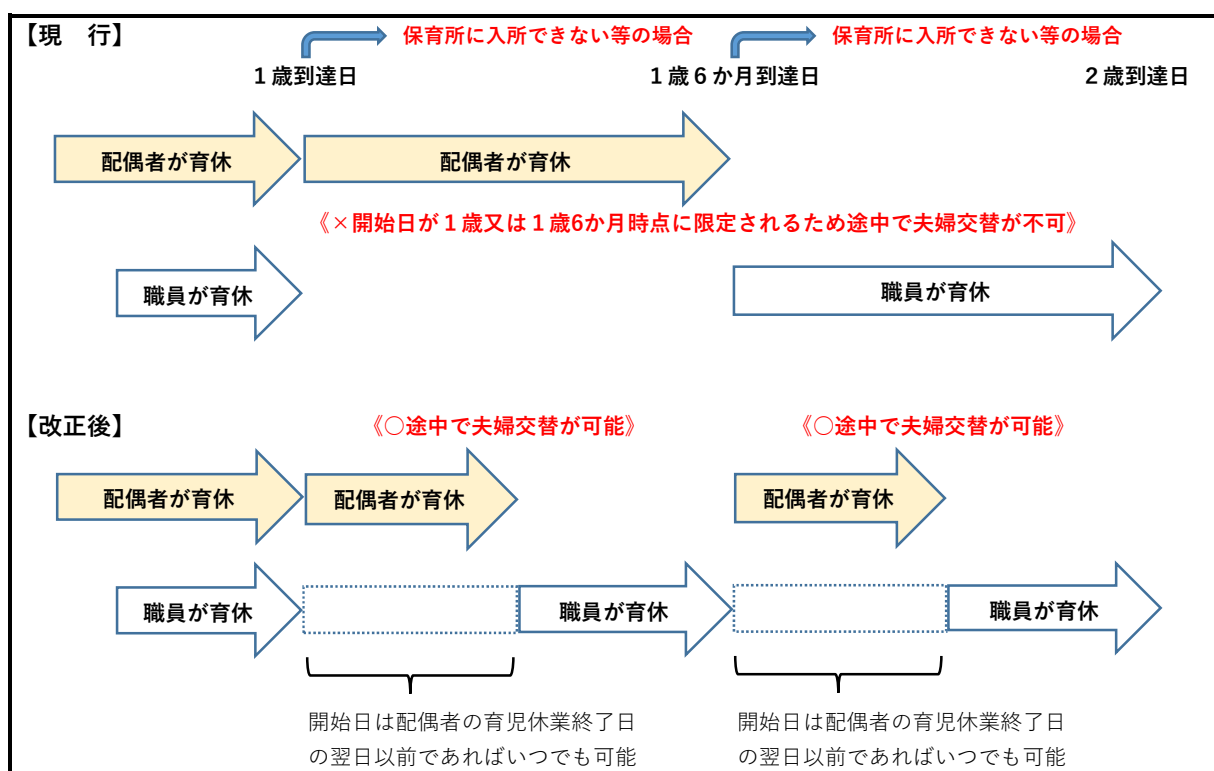
条例改正後は、任期満了日(R5.9.30)が新基準日(R5.5.25)を超えているので、育児休業(子の出生から57日以内)の取得ができるようになります。

(3)非常勤職員の子の1歳以降(2歳まで)の育児休業の取得の柔軟化

①子の1歳以降の育児休業取得は、現行制度では育児休業開始日が1歳または1歳6か月の時点に限定されていますが、夫婦交替での育児休業取得を可能にするため、育児休業開始日を配偶者の育児休業終了日の翌日以前であればいつでも可能とします。

②併せて、1歳以降の再取得は通常1回のみですが、特別の事情(※)がある場合、2回取得可能にするなど、柔軟な取得を可能とします。

※産前産後休暇の期間が始まったことにより育児休業期間が終了した後に、当該産前産後休暇に係る子が死亡した場合など、育児休業期間の終了事由に該当した後に当該事由に係る事実が消滅した場合



2 改正する条例

箕面市職員の育児休業等に関する条例

3 実施時期

令和4年10月1日

大阪・関西万博仕様ナンバープレートの作成について

総務部 税務室

- ◆ 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が開催されることを記念し、原動機付自転車等用の特別仕様のナンバープレートを作成し、希望者へ発行します。
- ◆ 本市は、「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに、自治体としては全国2番目に登録されており、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」とSDGsを実現するため、大阪・関西万博に向けて開催機運の醸成を図ります。

1 補正予算概要

【歳出】	638 千円
①消耗品費	495 千円(ナンバープレート作成)
②委託料	143 千円(ナンバープレートデザイン委託)

2 事業の概要

(1)目的

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が大阪府夢洲で令和7年(2025年)4月13日から10月13日の期間で開催されることを記念して、大阪・関西万博の公式ロゴマークを使用した特別仕様のナンバープレートを作成し、希望者へ発行することを通じて、多くの方々に大阪・関西万博を身近に感じてもらい、開催機運の醸成を図ることを目的とします。

(2)作成する車種

本市で交付している全5車種(原動機付自転車50cc以下、同90cc以下、同125cc以下、小型特殊自動車、ミニカー)を対象とします。

(3)発行期間

今年度中から令和7年(2025年)10月13日(万博終了)までの期間

(4)発行枚数

制限を設けず発行します。

(5)発行費用

無料(新たに原動機付自転車などを取得され新規発行する場合だけでなく、既に発行を受けているナンバープレートを交換する場合についても無料で発行します。)

物価高騰の影響を受けた低所得者層への支援について

総務部 総務室

- ◆ コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響により負担が増えている家計への支援を目的に、低所得者層の世帯に対して市内店舗で使用可能な商品券を配布します。
- ◆ 具体的には、国や府、市の物価高騰支援の対象となっていない低所得の世帯(世帯の合計所得 200 万円以下:約 10,000 世帯)に対し、商工会議所が11月から発行する「小さなお店応援チケットⅣ」を1世帯あたり 5,000 円分(額面 500 円×10枚)配布します。
- ◆ 小さなお店応援チケットは、中小・小規模事業者を支援している箕面商工会議所が実施主体として行っており、市は新たに増刷し配布される「小さなお店応援チケットⅣ」の発行換金業務を同会議所に委託します。

1 補正予算概要

【歳出】 69,743 千円

- ①箕面商工会議所への業務委託費等 56,199 千円
 - ・負担金 55,000 千円
 - ・委託料 1,199 千円
- ②その他事務費 13,544 千円
 - ・需用費 5,632 千円(消耗品費、印刷製本費)
 - ・役務費 6,501 千円(通信運搬費)
 - ・委託料 968 千円
 - ・その他 443 千円(報酬、使用料等)

【歳入】 69,743 千円

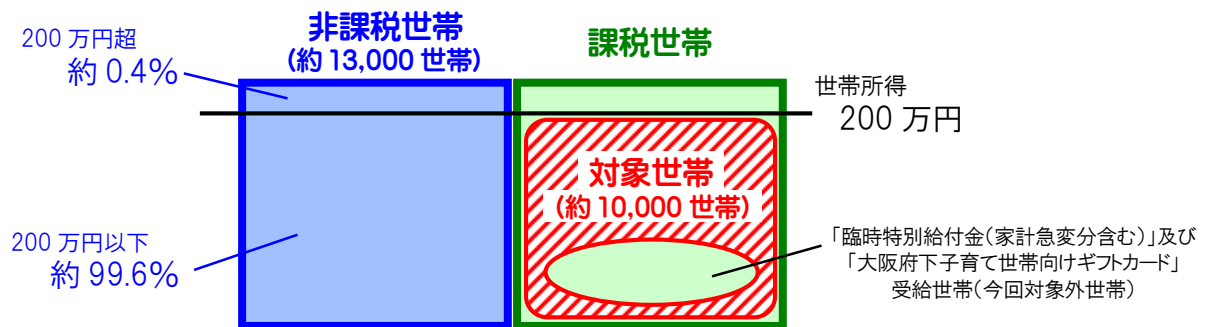
地方創生臨時交付金 48,639 千円

※事業費 69,743 千円と、財源となる地方創生臨時交付金 48,639 千円との差額については、予算上、財政調整基金繰入金で対応します。なお、本事業や子育て世帯へのギフトカード配付事業において差金や執行不用額が生じるため、最終的には財政調整基金を取崩す必要はない想定です。

2 事業概要

今まで「非課税世帯」や「大阪府下の子育て世帯」に対し、コロナ禍における家計支援を目的として、給付金やギフトカード等の支給を実施しています。しかしながら、箕面市で「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(以下、臨時特別給付金)」の支給対

象となる非課税世帯約 13,000 世帯のうち、年間所得が 200 万円以下の世帯は 99.6% を占めている中、同じく年間所得 200 万円以下の世帯であっても課税となることで臨時特別給付金の支援を受けられない世帯が約 10,000 世帯もいることから、新たな支援施策を実施することで、低所得者層への家計支援を図り、あわせて「小さなお店応援チケットⅣ(以下、チケット)」の配布により、市内中小・小規模事業者を応援するものです。



(1) 支給対象

- ・令和4年8月31日時点(予定)で本市住民基本台帳に登録されている世帯のうち、世帯全員の令和4年度の住民税にかかる合計所得が 200 万円以下の課税世帯。ただし令和3年度又は4年度の臨時特別給付金(10 万円)及び大阪府下の子育て世帯向けギフトカード配布(1万円)を受ける世帯は除く。
- ・対象となる全世帯へ通知を送付し、チケットの受け取りに関する意向確認を実施。

(2) 送付時期及び使用期間

- ・辞退の申出がなかった世帯に 1 世帯あたり 5,000 円分(額面 500 円×10 枚)のチケットを 11 月 1 日以降順次発送。
- ・使用期間は、令和4年11月1日から令和5年1月31日まで。

(3) 市民への周知方法

- ・市広報紙、市ホームページ等のほか、チケットを送付する際に登録店舗等を記載したチラシを同封する等により周知。

3 今後のスケジュール

9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
●基準日 (8/31)	意向確認期間	発送	利用期間	登録店舗換金期間		

地方創生推進交付金による観光振興事業について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 国の地方創生推進交付金制度を活用し、滝道における冬季及び夜間の観光振興に資するソフト施策を実施します。
- ◆ 箕面駅周辺商業者及び阪急電鉄(株)と連携し、公民連携にてソフト施策を展開します。

1 補正予算概要

【歳出】	10,256 千円	
地方創生推進交付金観光ソフトメニュー実施に係る業務委託費		10,256 千円
【歳入】	5,128 千円	
地方創生推進交付金(交付率1/2)	5,128 千円	

2 事業概要

冬季は、滝道の観光客が最も少なくなる時期であることから、下記の新たなソフト施策を実施することで、冬季の誘客及び観光客の滞在時間の延長を図り、ひいては滝道における通年の観光振興をめざします。

- ①3Dマッピング機材の導入:5,000 千円
 - ・フルカラーLED で色変化をつけ、冬の滝道をロマンティックに彩ります。
- ②「<夜版>滝道・箕面駅周辺めぐりマップ」の作成:964 千円
 - ・ロマンティックな箕面の夜を満喫した観光客を温かい夜のディナーへいざないます。
- ③阪急電鉄(株)と連携したPRイベントの実施:2,092 千円
 - ・令和5年2月に「大阪梅田駅ー箕面駅」間にて貸切臨時列車を運行。電車内では、到着地である滝道で待ち受けている自然を体感できるイベント(3Dマッピングや森林コンサート等)を紹介し、観光機運を盛り上げます。併せて、阪急電車と箕面市が共に発展した歴史や箕面の歴史遺産等を展示します。
- ④箕面市観光協会HPにチャットボット機能を追加:2,200 千円
 - ・交通・観光案内所の閉館後でも、ホームページ上ではAIによる自動化機能で対応することで、情報発信力の強化及び観光客の利便性の向上を図ります。

北急延伸事業の新駅周辺のまちづくりにかかる 補正予算について

地域創造部 北急まちづくり推進室

- ◆ 箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費)において、南側交通広場、地下駐輪場、国道高架下駐輪場及び萱野区画道路1号線の整備費を新規計上します。
また、令和5年度末の鉄道開業を優先し、南側交通広場予定地を鉄道工事ヤードとして活用するため、南側交通広場及び地下駐輪場等の完成時期が令和6年度になることから、事業期間を延長します。
- ◆ 箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備事業(継続費)における歩行者デッキ西側のエレベーター工事において、今年度新たに国費の活用が可能となったことから、歳入及び歳出補正を行います。また、歩行者デッキ工事において、道路管理者協議の結果、デッキ基礎構築にかかる工法変更の必要が生じたことから工事請負費を増額補正します。

1 補正予算概要

(1)箕面萱野駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費)

【歳入】 国費 304,957 千円、市債 274,400 千円

【歳出】 工事請負費 660,458 千円

【継続費補正(総額及び期間の変更)】

①南側交通広場、地下駐輪場、国道高架下駐輪場及び萱野区画道路1号線の整備費を新規計上(整備費合計 1,480,387 千円)

②南側交通広場予定地を鉄道工事ヤードとして活用することによる事業期間の延長

〈補正前〉期間:平成26年度～令和5年度、総額: 519,684 千円

〈補正後〉期間:平成26年度～令和6年度、総額:2,000,071 千円(+1,480,387 千円)

※なお、鉄道開業時には、南側交通広場(タクシー乗り場・身障者用乗降場)、地下駐輪場及び萱野区画道路1号線が未完成であるため、駅付近に仮設の乗降場や駐輪場を設けて鉄道利用者の利便性を確保します。

	施設名	事業内容	継続費の補正	
			総額	うち R4 補正
本設工事	南側交通広場 地下駐輪場	A:タクシー乗り場、身障者用乗降場、 駐輪場を構築	1,192,234 千円	545,196 千円
	萱野区画道路1号線	B:K&R(キスアンドライド)、自転車レーン等を整備	82,650 千円	33,060 千円
	国道高架下駐輪場	C:自動二輪、原付バイク置場を整備	161,801 千円	64,721 千円
仮設工事	萱野区画道路1号線 国道423号側道	D:仮設のタクシー乗り場、 身障者用乗降場等を整備	5,100 千円	2,040 千円
	国道高架下駐輪場	E:仮設の自転車駐輪スペースを整備	38,602 千円	15,441 千円
	合 計		1,480,387 千円	660,458 千円

(2) 箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備事業(継続費)

【歳入】 国費 11,486 千円、市債 10,300 千円

【歳出】 工事請負費 33,672 千円

【継続費補正(総額の変更)】

①新船場西公園エレベーター工事は、今年度新たに国費の活用が可能となったことから、整備費を計上(整備費 57,430 千円) …ア

なお、平成30年度にエレベーター工事費として計上した整備費(47,830 千円)は、本事業の終了時には不用額として処理する予定です。今回整備費(57,430 千円)との差額(9,600 千円)は物価上昇等によるものです。 …イ

②歩行者デッキ工事において、道路管理者協議の結果、デッキ基礎構築にかかる工法変更の必要が生じたことから工事請負費を増額補正(+10,700 千円) …ウ

〈補正前〉総額:807,473 千円

〈補正後〉総額:875,603 千円(+68,130 千円)

※今回国費の活用が可能になったことにより、歩行者デッキ工事の増額補正分は賄えるため、市の負担を抑えることができます。

・国費による市負担の減額 28,715 千円(ア×国費率 1/2)

・歩行者デッキ工事等の増額 20,300 千円(イ+ウ)

差額 8,415 千円(市負担の抑制)

	施設名	事業内容	継続費の補正	
			総額	うち R4 補正
工事	エレベーター	F:新船場西公園エレベーター工事	57,430 千円	22,972 千円
	歩行者デッキ	G:デッキ基礎構築にかかる工法の変更	10,700 千円	10,700 千円
合 計			68,130 千円	33,672 千円

2 工事スケジュール

年度		2022 R4	2023 R5	2024 R6
萱野	南側交通広場 地下駐輪場	A:タクシー乗り場、身障者用乗降場、駐輪場		施設 オー プ ン
	萱野区画道路1号線	B:K&R、北側自転車レーン等		
		D:仮設乗降場		
	国道高架下駐輪場	C:駐輪場整備		
		E:仮設駐輪場		
(参考) 北側交通広場・駅ビル	北側交通広場・駅ビル			
船場	エレベーター	F:エレベーター		
	歩行者デッキ	G:歩行者デッキ		

PCR 検査センターの継続について

健康福祉部 地域保健室

- ◆ 大阪府からの依頼により令和3年1月4日からPCR 検査センター(検体採取特化型地域外来・検査センター)を設置し、PCR 検査を実施しています。
- ◆ 現在、6か月毎の委託契約期間としているため、9月30日をもって契約が終了する予定でしたが、大阪府から10月1日以降も検査の継続依頼がありましたので、令和4年度末までの補正予算を計上するものです。
- ◆ なお、事業費については、全額府委託金で賄われます。

1 補正予算概要

【歳出】 PCR 検査センター運営事業 12,243 千円

- ・ 報酬 937 千円
- ・ 職員手当等 217 千円
- ・ 共済費 60 千円
- ・ 旅費 131 千円
- ・ 需用費 209 千円 (感染防護具等)
- ・ 役務費 18 千円 (携帯電話使用料)
- ・ 委託料 10,671 千円 (場内整理誘導委託等)

【歳入】 PCR 検査センター運営事業 12,243 千円

- ・ 府委託金 12,243 千円 (補助率10/10)

2 事業概要

- (1)場所 一般利用を予定していないため非公表
- (2)開所日 月曜日～金曜日(10時から15時)、土曜日(10時から正午)
- (3)設置期間 令和4年10月～令和5年3月末
- (4)検査対象者 保健所から依頼のあった濃厚接触者
- (5)検体採取件数 月曜日～金曜日(20組/日)、土曜日(8組/日)
- (6)検査費用 本人負担なし

自宅療養者への生活用品支援事業について

健康福祉部 地域保健室

- ◆ 令和4年3月7日から開始した自宅療養者への生活用品支援パックの配布については、7月以降の急激な新型コロナウイルス感染が拡大していること、また、7月28日以降に大阪府が重症化リスクがない40歳未満の者を原則自宅療養の方針としたことなどから、自宅療養者が増加し、自宅療養者支援パックの申込みも増加しています。
- ◆ このような状況のもと、自宅療養者支援パックの予算が9月に不足する見込となったことから、生活支援パックの調達及び配送に係る補正予算を提案するものです。
- ◆ なお、財源については、地方創生臨時交付金を活用します。

1. 補正予算概要

【歳出】 新型コロナウイルス市緊急支援事業(自宅療養者支援)

委 託 料 : 51,188 千円(生活用品支援パックの調達及び配送委託)

【歳入】 地方創生臨時交付金

国庫支出金 : 51,188 千円

2. 事業概要

- (1) 対象者:新型コロナウイルス感染症の陽性者で、箕面市内で自宅療養中のかた
- (2) 生活用品支援パックの内容

1世帯につき、基本品目1セットのほか、希望者には選択品目から1品目を送付します。

 - ①基本品目
不織布マスク、除菌シート、箕面市ゴミ袋、ティッシュ、トイレトペーパー、使い捨て手袋
 - ②選択品目(下記から1品目を選択)
大人用おむつ(M、L)、小児用おむつ(M、L、ビッグサイズ)、生理用品

3. 申込状況

	4月	5月	6月	7月	合計
申込件数	327 件	291 件	153 件	1,134 件	1,905 件

8月以降 1,000 件前後で推移すると想定しています。

新型コロナウイルスワクチン接種について

健康福祉部 地域保健室

- ◆ 新型コロナワクチン接種にかかる経費は、令和4年第1回定例会において本年9月30日までの予算をお認めいただきましたが、今般、国から、現在開発中の「オミクロン株対応ワクチン接種」の秋以降の実施に向け、初回接種(1, 2回目接種)を完了した全ての住民を対象としたワクチン接種体制の準備を始めるよう通知がありました。
- ◆ 10月半ばからオミクロン株対応ワクチン接種の実施を、遅滞なく実施するために必要な経費の補正予算を提案するものです。
- ◆ なお、経費については、国庫補助金により全額賄われます。

1 補正予算概要

【歳出】 新型コロナウイルスワクチン接種事業	433,793 千円
①報酬	162 千円
②需用費	2,025 千円
③役務費	14,099 千円
④委託料	413,499 千円
⑤使用料	4,008 千円

【歳入】 感染症対策事業費補助金 433,793 千円

2 接種の枠組み

(1) 接種対象者

・最大の想定

- ①追加接種(3回目):未接種者(12歳以上)約 29,000 人×80%=23,200 回
 - ②追加接種(4回目):未対象者(12~59歳)約 37,000 人×80%=29,600 回
 - ③追加接種(5回目):予定者(60歳以上、基礎疾患、従事者)
(約 40,500 人+2,000 人+3,000 人)×90%=40,950 回
- ※オミクロン株対応ワクチン接種 最大回数 ①~③=93,750 回

(2) 接種の開始時期及び実施期間

令和4年10月半ば以降予定(期間延長は未定)

(3) 3回目接種の接種対象者数と接種体制

- ・接種対象者数:約 93,750 人【最大の想定】
- ・個別接種を中心に、接種体制を構築します。

(4) ワクチンの種類

- ・ファイザー社製及びモデルナ社製でオミクロン株対応ワクチンを検討されています。
- ・供給量及び時期は未定

(5) 今後のスケジュール(案)

	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
オミクロン株対応 ワクチン接種		接種開始(予定) →					
・3回目接種	各種契約変更						
・4回目接種	医療機関意向確認						
・5回目接種	システム改修						
*従来型ワクチン接種可	接種会場、出務体制調整						
	接種券付き予診票、 チラシ原稿作成						
		接種券付き予診票等順次発送					
1,2回目接種(12歳以上)	新5歳接種券 各月発送						
・小児(5-11歳接種)	1, 2回目(小児含む)接種継続						

【参考】 接種の状況(8月18日時点)

	1回目	2回目	3回目	4回目
箕面市	77.13% (107,131人)	76.74% (106,588人)	56.96% (79,116人)	13.43% (18,656人)
府内	73.48% (6,495,430人)	73.03% (6,455,538人)	57.29% (5,064,385人)	13.27% (1,173,188人)
全国	76.97% (97,481,356人)	76.42% (96,783,920人)	63.78% (80,776,319人)	15.27% (19,336,893人)

* 接種対象人数(接種率の分母)には、政府CIOポータル「新型コロナワクチンの接種状況」のデータを使用

高齢者のインフルエンザ予防接種 自己負担金の無料化について

健康福祉部 地域保健室

- ◆ 10月1日から始まる高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種について、これまで、接種者本人は1,500円を負担していましたが、今般、大阪府が令和2年度に引き続き自己負担金を負担する制度を創設します。
- ◆ これにより無料で予防接種を受けることができるようになります。
- ◆ 今回の自己負担金の無料化により、今後接種者数の増加が見込まれることから、関連費用を提案するものです。

1 補正予算概要

(1)歳出	28,056千円	
①委託料	23,877千円	(予防接種委託)
②負担金	4,179千円	(市民が他市で接種する場合)
(2)歳入	11,002千円	
①他市予防接種負担金	5,459千円	(他市民が本市で接種する場合)
②高齢者インフルエンザ予防接種事業費補助金	33,870千円	(府補助 10/10)
③予防接種徴収金	▲28,327千円	(予防接種自己負担金)

2 高齢者のインフルエンザについて

- (1) 接種の対象者は、予防接種法に基づき10月1日から12月28日までの間の接種日において65歳以上となる高齢者です。

なお、心臓・腎臓・呼吸器機能に日常生活上の支障があるかたやヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能が低下しているかた(概ね身体障害者手帳1級相当)は、60歳から接種の対象者となります。

- (2) 本市では、接種に伴う自己負担金は、現在1,500円ですが、大阪府が創設する制度により、大阪府が負担することから自己負担金は無料となります。

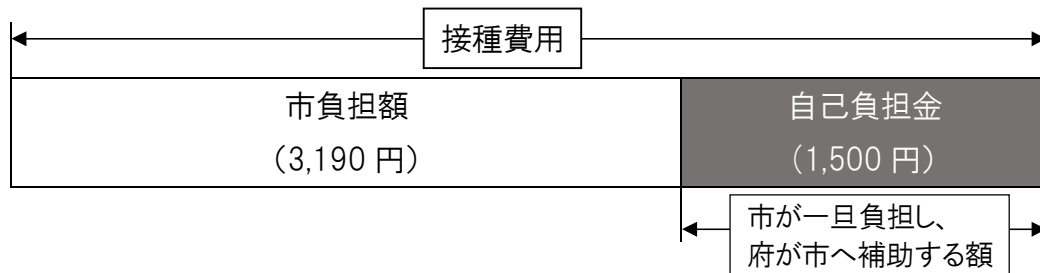
なお、生活保護受給者や市民税非課税世帯のかたは、現在と同様に無料で接種できます(大阪府制度の適用外)。

(3) 当初予算時は、接種率 62.0%、接種者数 21,960 人を想定していましたが、自己負担金無料化により、接種率 75.0%、接種者数 26,550 人になると見込んでいます。

なお、令和2年度は、当初接種率見込は 55.0%に対して実績は 71.3%でした。

3 大阪府の補助制度について

高齢者インフルエンザの予防接種に伴う自己負担金(本市の場合は、1,500 円)全額を大阪府が本市へ補助する仕組みを9月から始まる府議会に提案する予定です。



※大阪府議会の議決を前提としています。

橋りょう長寿命化対策事業について

みどりまちづくり部 道路整備室

- ◆ かやのさんぺい橋の上屋において、広範囲での雨漏りが確認されました。
- ◆ 令和4年7月、当時施工した建設会社が現地調査し報告をとりまとめた結果、金属屋根材の内側に水が浸入・滞留し、屋根材の主成分の亜鉛を溶出させ穴が開くことによって漏水したとの見解が示され、推測される原因として次の3点が挙げられました。
 - ①外部からの飛来物等の衝突等による損傷
 - ②コーキング部・シーリング部各所の経年劣化による裂けや割れ
 - ③金属屋根内側で生じた結露
- ◆ 建設から約20年が経過し、劣化の進行が判明したため、今後、国道423号という地域高規格道路の上空において、長期間に亘って歩行者が安全に通行できる橋りょうであり続けるため、上屋の補修工事を行うべく設計委託を実施するものです。

1 補正予算概要

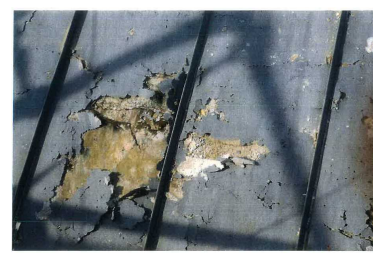
【歳出】 委託料 設計委託 29,000 千円(増額補正)

2 対策事業の内容

上屋の補修について、上屋部分の更新等を含めた複数案について比較検討を行い、最適案を選定し、その最適案について詳細設計を行います。



雨漏りの状況



屋根の状況

3 スケジュール

- ・令和4年10月 補正予算議決
- ・令和4年11月～令和5年3月 上屋の補修工事を行うための詳細設計を実施
- ・令和5年 4月～令和6年3月 対策工事を実施予定

令和3年度水道事業会計資本金の額の減少の件について

上下水道局 経営企画室

- ◆ 令和4年3月末に、箕面浄水場前の水道事業用地を一般会計に所管換えしたことに伴う特別損失約15億円を計上した結果、令和3年度の水道事業会計においては、約9億円の欠損金が生じました。
- ◆ この欠損金を、翌年度に繰り越さないようにするため、同額を減資(資本金の減少)し、補填処理を行います。

1 令和3年度における欠損金

- ・令和3年度決算においては、経常利益 349,658,965 円を計上していますが、箕面浄水場前の土地の所管換えに伴い、特別損失 1,484,243,003 円(うち固定資産譲渡損 1,472,767,064 円)を計上したことで、893,540,335 円の欠損金が生じました。
- ・なお、固定資産譲渡損は、現金の支払いを伴わない支出のため、資金不足は生じていません。

【令和3年度水道事業会計損益計算書(抜粋)】

(単位 円)

経常利益 ①	349,658,965
特別損失 ② (うち固定資産譲渡損)	▲ 1,484,243,003 (▲1,472,767,064)
当年度純損失 ③ (①+②)	▲ 1,134,584,038
前年度繰越利益剰余金 ④	41,043,703
その他未処分利益剰余金変動額 (積立金取崩分) ⑤	200,000,000
当年度未処理欠損金 (③+④+⑤)	▲ 893,540,335

2 欠損金の処理について

- ・「当年度未処理欠損金」については、翌年度に繰り越さないため、同額を減資(資本金の減少)することにより、補填処理を行います。

項目	資本金(円)	未処理欠損金(円)	備考
当年度末残高	8,528,181,945	▲ 893,540,335	未処理欠損金は処理をしなければ「繰越欠損金」として翌年度に繰り越されます。
議会の議決による処理	▲ 893,540,335	893,540,335	資本金を減少させて補填
処理後の残高	7,634,641,610	(繰越利益剰余金) 0	翌年度に繰り越す欠損金は0(繰越利益剰余金が0)になります。



萱野東小学校校舎増築にかかる設計委託について

子ども未来創造局 学校施設管理室

- ◆ 令和5年度の北大阪急行開業に関連して、船場東地区でマンション建設が予定され、萱野東小学校の児童数の増加が見込まれることから、普通教室の不足に対応するため校舎を増築し、将来を見越して最大10教室分を確保します。
- ◆ 令和6年4月から先ずは6教室の使用開始をめざして、令和5年度に増築工事に着工するため、今年度から設計委託を実施します。

1 補正予算概要

【歳出】

- ①委託料 22,431 千円（設計委託）

2 校舎増築理由

令和5年度末の北大阪急行開業に関連して、今後船場東地区で5棟約1,200戸のマンション建設が順次予定されています。萱野東小学校は、令和4年度現在、学級数が23学級で、学童保育室等7教室を含め30教室を確保していますが、令和6年度には保有教室数30室に対し、学級数が26学級、学童保育室等が8教室になると見込まれ、必要教室数が34教室となり不足します。さらに令和7年度には、必要教室数が36教室となることも見込まれることから、不足する6教室を確保するため、鉄骨造3階建ての校舎を増築し6教室分を確保します。

今後、更に児童数が増え、教室が不足する場合は、既存棟の改修やプレハブによる校舎増築により、最大4教室の増築も対応が可能です。

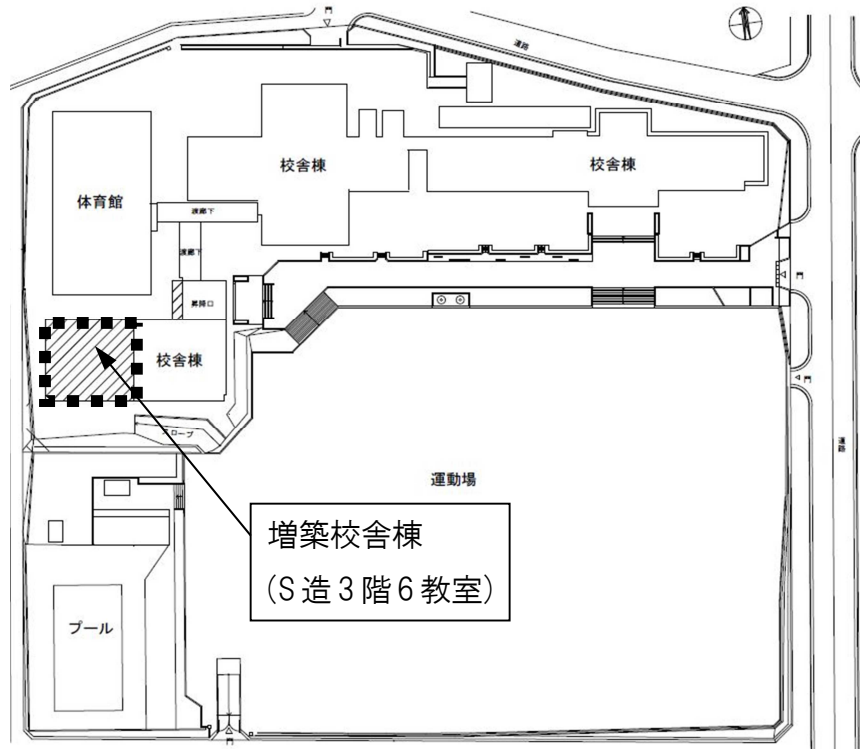
〔今後の児童数・教室数の推移〕

年度	児童数	必要教室数			保有教室数※	備考
		学級数	学童保育室等	計		
R4（現在）	751人	23学級	7教室	30教室	30教室	
R5（見込み）	752人	23学級	7教室	30教室	30教室	
R6（見込み）	814人	26学級	8教室	34教室	36教室	S造3階増築6教室
R7（見込み）	823人	27学級	9教室	36教室	36教室	

※保有教室数：普通教室サイズの教室数



3 校舎増築イメージ



4 増築スケジュール

令和4年10月～ 協議・設計

令和5年 8月～ 工事・現場監理(令和5年当初予算を予定)

令和6年 4月～ 使用開始

公共施設の高圧ケーブルの更新について

子ども未来創造局 青少年育成室
学校施設管理室
生涯学習・市民活動室
健康福祉部 高齢福祉室

- ◆ 青少年教学の森野外活動センター(オルタナの森・Minoh)の一部オープンにあたり、電気設備の点検を実施したところ、高圧ケーブルが経年劣化により、更新の必要があることが判明しました。仮に劣化による絶縁破壊等が起こった場合、全館停電となり、復旧までに一定期間の休館が必要となります。
- ◆ この状況を受け、市内全公共施設について高圧ケーブルの確認を行ったところ、オルタナの森・Minohと同様、設置または更新から25年以上経過している施設があったため、今回、計4施設について高圧ケーブルの更新を実施します。
- ◆ 今後、高圧ケーブルの設置・更新から25年経過した施設については、当初予算において更新の予算を計上します。

1 対象施設と歳出予算概要

①オルタナの森・Minoh【所管：青少年育成室】

野外活動センター管理運営事業（臨時） 工事請負費 6,552千円
(ケーブル長：1箇所・660m)

②西南小学校【所管：学校施設管理室】

小学校施設維持管理事業 工事請負費 1,782千円
(ケーブル長：1箇所・125m)

③中央生涯学習センター【所管：生涯学習・市民活動室】

生涯学習センター管理運営事業（臨時） 工事請負費 2,227千円
(ケーブル長：3箇所・115m)

④光明の郷ケアセンター【所管：高齢福祉室】

老人デイサービスセンター管理事業（臨時） 修繕料 1,162千円
(ケーブル長：1箇所・45m)



箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会による 調査の実施について

子ども未来創造局 児童生徒指導室

- ◆ 令和3年3月、箕面市内の中学校から、生徒が投げた下敷きが別の生徒の目に当たり怪我をしたという事故の報告があり、これまで学校と教育委員会とで対応してきましたが、令和4年6月、被害者の保護者から、本事案はいじめの重大事態であり、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、独立した第三者調査委員会を設置し、事実関係などの調査を行うよう要望がありました。
- ◆ この要望を受け、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)に、被害児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには「重大事態が発生したものと調査にあたる」と記載されていることから、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会による調査を実施します。

1 補正予算概要

【歳出】 いじめ防止対策事業(箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会)

予算額	: 8,967 千円
①非常勤職員報酬	: 8,453 千円(委員報酬)
②費用弁償	: 90 千円(交通費)
③通信運搬費	: 58 千円(資料送付)
④筆耕翻訳料	: 366 千円(会議内容等反訳)

2 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会について

(1)所掌事務

・いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を調査審議します。

(2)委員の構成

- ・委員長(弁護士1名)、委員(弁護士1名、臨床心理士1名、教育現場に知見のある者1名)、調査補助員(弁護士1名、臨床心理士1名)、計6名を予定しています。
- ・被害者の保護者の意向も踏まえ、調査の公平性・中立性確保の観点から、職能団体等からの推薦による委員で構成します。



国の委託金を活用した 学校における先端技術活用事業について

子ども未来創造局 学校教育室

- ◆ 令和4年度も、文部科学省が「学校における先端技術活用事業」を継続して公募実施することが決まり、本市が本事業に応募した結果、4年連続で採択される見込みとなりました。
- ◆ 今までの事業成果としては、ビデオカメラで授業を撮影し、授業中の児童生徒の発話時間や視線の動きを可視化することで、授業者自身が授業を客観的に振り返り、授業改善に生かすとともに、デジタルドリルの学習履歴やステップアップ調査のデータから、子どもたちのつまづきポイントを分析することで、個別最適な指導に繋がりました。このような成果を踏まえて、引き続き、本事業を継続します。
- ◆ さらに今年度は、大阪教育大学と協力し、AIによる学習予測や授業分析の観点についての助言をいただくとともに、大阪教育大学の教育実習生を対象とした授業データをとり、現任教員との比較検討を行うなど、若手教員の育成に重要なノウハウを共同研究します。

1 補正予算概要

【歳出】学校における先端技術活用事業	8,000 千円
講師謝礼	228 千円
消耗品費	124 千円
特別旅費	58 千円
委託料	7,590 千円
合計	8,000 千円

【歳入】教育費国庫委託金 8,000 千円

2 事業概要

(1) 教育データを活用した個別最適化学習の推進

本市では、平成24年度から「箕面学力・体力・生活状況総合調査」を実施しています。この学力調査結果や生活状況調査結果の約10年分の経年データをAI分析することにより、長期的な児童生徒の変容を可視化するとともに、成績予測することが可能となります。これにより、現在の児童生徒の苦手分野や過去のどの学年のどの学習分野に注力した方がより効果が高まるかが個別に把握できることから、教員の経験だけに頼らない、個別最適な指導を実現することができます。



(2) 人材育成

本市において、ベテラン教員の知識や指導技術を効率的かつ効果的に継承し、若手教員の質を高めるため、自らの授業の発話状況や視線の動きを数値化し、客観的に振り返ったり、ベテラン教員の授業と比較することのできるシステムを構築するとともに、若手教員の指導力向上を図ります。

具体的には、箕面小学校、北小学校、第一中学校、彩都の丘学園の教室にカメラとマイクを設置し、授業中の教員と児童生徒の発話比率を可視化したり、授業中の教員の動きの軌跡を記録することにより、机間指導や配慮すべき児童生徒への対応が適切に行われているかなどを分析します。

また、大阪教育大学と協力し、AIによる学習予測や授業分析の観点についての助言をいただくとともに、若手教員の育成に重要なノウハウを共同研究し、本取組で得られた知見等が、全国の凡例となり得るものかの検証も含め、データの解析等を行います。

3 経過と今後のスケジュール

- 令和4年7月 文部科学省の本事業に応募
- 令和4年8月 採択(予定)
- 令和4年9月 議会審議
- 令和4年10月 事業開始

3歳6か月児健診における屈折検査の導入について

子ども未来創造局 子どもすこやか室

- ◆ 子どもの目の機能は、3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃までにほぼ完成し成人と同等の視力となります。遠視や乱視、近視などの屈折異常、斜視などがあると、視力の発達が妨げられ、弱視になることがあります。
- ◆ 3歳6か月児健診は、子どもの視力の発達の遅れや眼疾患等を早期に発見し、適切な治療につなげるための重要な機会となります。近年、弱視の主な原因となる屈折異常や斜視のスクリーニングが簡単に実施できる屈折検査機器が開発され、本市でも屈折異常等を早期発見できるよう同機器を導入し、3歳6か月児健診の受診者全員に検査を実施します。
- ◆ 屈折検査の導入にあたっては、保護者や市内の保育園、幼稚園に対して、視力検査の重要性や屈折検査機器の導入について周知、啓発を行い、3歳6か月児健診を、より多くのかたに受けていただけるようにします。
- ◆ 令和4年度に、国と大阪府(2カ年のみ)で補助制度が創設されたため、補助金を活用し購入いたします。

1 予算概要

【歳出】 需用費	252千円(パーテーション、デスクライト、カルテボックス等)
備品購入費	1, 278千円(屈折検査機器 1台、プリンタ1台)
【歳入】 国庫補助金	605千円(補助率 1/2、屈折検査機器購入分のみ)
府交付金	300千円(定額)

2 事業概要

(1)3歳6か月児健診における屈折検査の概要

- ・屈折検査機器(フォトスクリーナー)を用いて、屈折検査を実施し、遠視や乱視、近視などの屈折異常、斜視などのスクリーニングを実施します。
- ・半暗室で、被検査者は、機器から約1メートル離れて座り、機器画面の光を見ている間に検査を実施します。
- ・検査時間は、約10秒程度と短く、小さな子どもでも安心して検査ができます。
- ・異常が発見された場合は、速やかに眼科医療機関への受診を勧奨します。併せて、9歳未満の小児用の治療用眼鏡の健康保険制度の適用について周知します。
- ・受診勧奨後、市の保健師は、眼科医療機関の受診状況や検査結果を把握しフォローを行います。
- ・保護者が家庭で行うランドルト環の視力検査と問診は、屈折検査導入後も実施します。

(2)屈折検査開始予定時期

- ・保健師研修を実施したうえで、健診実施体制を整え、令和5年1月の3歳6か月児健診から屈折検査を開始する予定です。

【イメージ図】

